

文化振興基金へのご寄附をお願いいたします

文化振興基金は、設立以来、市民の自主的な文化活動への助成や各種文化事業のために活用され、市の文化振興に大きく寄与しています。

文化を通して魅力あるまちづくりを進めるため、皆様のご協力をお願いいたします。

ご寄附いただく

■感謝状を贈呈させていただきます。

文化振興基金にご寄附いただいた金額が、累計20万円以上になるときは、市長から感謝状を贈呈させていただきます。

■寄附金には、税法上の優遇措置があります。

●個人の場合

所得税及び個人住民税から寄附金税額控除が受けられます。控除額や手続等については、所得税及び個人住民税の両方で控除を受ける場合は税務署へ、個人住民税のみで控除を受ける場合は富士市市民税課へご確認ください。

●法人の場合

寄附金額の金額を損金に算入することができます。

■ご希望により、寄附団体名・お名前等を公表させていただきます。

寄附金の活用方法

助成事業

市の文化の創造普及に寄与すると認められる団体及び個人の活動に対し、必要な費用の一部を補助し、市民の自主的な文化活動を支援します。

各種文化事業

市が主催する各種文化事業や市文化会館自主事業の費用の一部として活用し、文化振興を図るための幅広い事業を展開します。

寄附の申し込み方法

基金の趣旨にご賛同いただき、ご寄附くださる場合には、文化振興課までご連絡ください。

寄附方法、金額、報道提供の希望の有無等をお聞きし、手続をご案内いたします。

文化振興基金補助金交付の申請方法

補助対象となる事業を実施する場合、以下の書類を文化振興課までご提出ください。

■申請に必要な書類

- ・補助金等交付申請書
- ・収支予算書（見積書のコピーを添付）
- ・事業の内容がわかる書類（大会要項、チラシ等）
- ・出場・出演・出品・参画者等の名簿
- ・その他市長が指示する書類

※事業を実施する1週間前までに提出してください。

↓
交付決定

■事業終了後に提出する書類

- ・実績報告書
- ・収支決算書（領収書、明細書等のコピーを添付）
- ・口座振替申請書
- ・委任状（申込者と振込口座名義人が異なる場合）
- ・写真等結果がわかるもの（必要に応じて）

※事業終了後、30日以内に提出してください。

↓
交付（書類提出後、30日以内）

申し込み・問い合わせ

富士市市民部文化スポーツ課

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地
電話／0545-55-2874

（平日8：30～17：15、※祝休日、年末年始除く）

FAX／0545-57-0177

E-mail／si-bunspo@div.city.fuji.shizuoka.jp

ウェブサイト 富士市ウェブサイトトップページ (<http://fujishi.jp>)
くらしと市政 ▶ 教育・文化・スポーツ ▶ 文化の振興 ▶ 文化振興基金補助金

富士山と、 文化振興基金

文化を育むみんなのチカラ



FUJII CITY
富士市

「こころ豊かな人を育てる文化のまち」をめざして

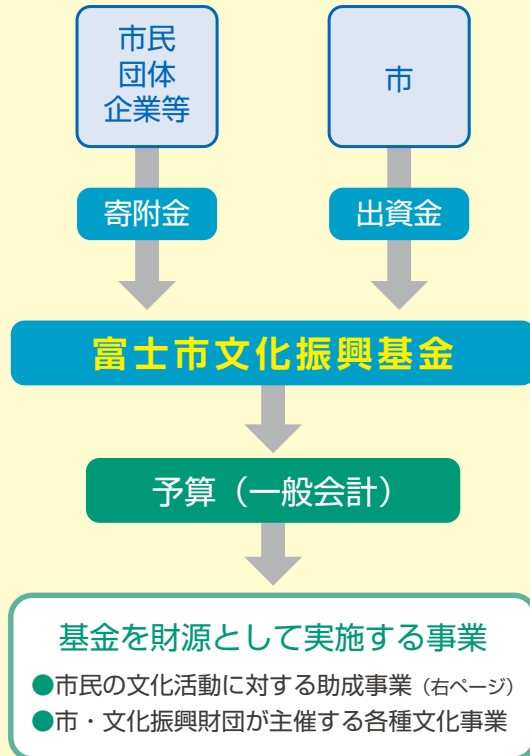
文化振興基金とは

設立目的

市民の個性豊かな創造性に富んだ文化活動の振興を図るため、市民と行政が一体となり、長期的で安定した財政の基盤を確立することを目的に、平成2年に設立しました。

仕組み

市民・団体・企業等の皆様からの寄附金と富士市の出資金を「富士市文化振興基金」として積み立て、市が管理、運用しています。基金の運用から生じた利子は、基金として積み立てた後、必要額を文化振興のために有効かつ効果的に活用しています。



あなたの活動を応援します！～文化振興基金補助金制度をご利用ください～

「富士市文化振興基金補助金交付要領」に基づき、市の文化の創造普及に寄与すると認められる団体及び個人の活動に対し、必要な費用の一部を助成します。

申請資格
市民または市内を活動拠点としている文化団体

補助対象事業

1 芸術文化発表会等への参加事業

市内の学校及び文化団体が、国内や国外の公共機関の開催する県大会以上の大会へ、予選会(ない場合は推薦も可)により選抜されて出場するもの。

【交付額】 上限10万円
(交通費+大会参加費+著作権料+楽器等運搬費)×4分の1以内

2 団体が県東部大会以上の大会を主管する事業

市内を活動拠点とする文化団体が、公共機関が実施する県東部大会以上の大会を主管して開催するもの。

※会場は市の施設を利用すること。国・県主催事業は対象としない。前交付(決定通知日)から2年以上経過していること。

【交付額】 上限10万円
会場使用料×2分の1以内

3 記念事業

市内を活動拠点とする文化団体が、10周年ごとに開催する事業または記念誌発刊事業。

※団体内で行う記念式典・祝賀会等の行事は対象としない。

【交付額】 上限30万円
(会場使用料+印刷費)×4分の1以内

4 発刊事業

市の文化・教育の向上のために有効であると認められる発刊事業。(市民が作者となる文芸誌・美術誌、市の歴史や自然等を調査研究した郷土史誌・学術書等・CD等を含む)



※前交付(決定通知日)から2年以上経過していること。

【交付額】 上限40万円
印刷・制作費×4分の1以内

5 民俗芸能に係る衣装・器材等の整備事業

市内を活動拠点とし、10年以上の活動実績のある民俗芸能団体等が、衣装や器材の購入または修理を行うもの。

※前交付(決定通知日)または同一趣旨の他の補助から3年以上経過していること。



【交付額】 上限30万円
民俗芸能に係る衣装・器材等の必要経費×3分の1以内

6 その他特に市長が認めた事業

特に市の文化振興に寄与すると認められた事業。(市の周年事業を記念し、特別に設けられる交付基準によるものなど)

※2・3・4の事業は、発刊物、チラシ等に「富士市文化振興基金助成事業」である旨を表示すること。